



マイナンバー特集に寄せて

執行役員専務

小野弘之

2017年秋、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における情報連携が本格稼働を迎えます。2015年10月にいわゆるマイナンバー法が施行されてから、マイナンバー（個人番号）と法人番号の付番が始まり、翌2016年に税・社会保障分野でのマイナンバーの利用とマイナンバーカードの交付が開始されました。そして2017年7月には、関連する複数機関での情報連携とマイナポータルの試行運用が開始され、制度の基盤が順次整備されてきました。この稼働によって新しい社会インフラの構築は次のステージに進み、今後は民間利用を含む制度の拡大と利活用の促進が図られていきます。

マイナンバー制度は、住民基本台帳ネットワークに続く番号制度として、過去に見られた大きな反発もなく国民に受け入れられています。これは、インターネットの利便性を享受するデジタル社会において、多くの人が本人確認の必要性を実感し、意識の変化が起こっているためと推測されます。

政府はデジタル・ガバメントの推進に当たり、データの流通を促進して官民協働のサービス提供を実現するプラットフォームを構築するため、マイナンバー制度を徹底活用し利活用範囲を拡大するとの方針を示しています。今後、この新しい社会インフラは利用者中心の行政サービス改革を推進する力になっていきます。

マイナンバー制度構築において、富士通グループは当初から様々なプロジェクトに携わってきました。本誌2014年11月号（Vol.65, No.6）「特集：変革する社会を支える自治体ソリューション」の中でも紹介していますが、マイナンバーの付番までは、国や地方公共団体のシステム構築に携わりました。その後、行政機関に加えて、民間企業や金融機関、医療保険者など、様々なお客様の制度への対応をお手伝いし、今後の利活用に向けた取り組みを行っています。

本特集では、次ページの総括論文において、制度全般の説明と広範囲にわたる富士通グループの取り組みの概要を紹介した後、制度の本質を解説した上で、主に付番以降の取り組みであるシステム基盤の構築と、金融・医療分野における今後の対応、およびプライバシー保護などの関連技術について紹介しています。

これからのデジタル社会を支える新しい社会インフラの構築に、多方面で携わることができたことはICTベンダーとして大きな喜びであり、一方で責任の大きさも感じています。お客様やパートナーとのコ・クリエーションを実践しながら、これからも社会インフラを支える使命を果たしてまいります。